

1. 理由書

内守谷公共下水道は、鬼怒川をはじめとする公共用水域の水質保全及び生活環境整備を目的として、平成2年度に水海道市公共下水道として「水海道都市計画内守谷土地区画整理事業」の対象区域でもある市街化区域約66haを対象に都市計画決定された。同年度中には事業着手のための事業認可も取得し、公共下水道としての整備を開始した。

平成12年度には処理施設の変更に伴う処理施設敷地拡大及び雨水ポンプ場の廃止を、平成20年度には内守谷公共下水道への名称変更を行い、整備を進めてきたところである。

しかし、近年の経済低迷の長期化や人口減少傾向の継続より、公共下水道の経営は厳しさを増しており、将来に向けた経営環境の合理化や共同化などによる運営コストの縮減が求められている。こういった社会的な状況から、処理施設の統合や合理化を図る広域化・共同化計画の策定を含めた茨城県生活排水ベストプランの見直しが令和4年度に行われ、常総市では、公共下水道の処理施設のうち、内守谷浄化センターの機能を水海道浄化センターに統合することとした。このことから、内守谷処理区の汚水処理を水海道浄化センターで行うため、内守谷浄化センターを水海道浄化センターへ汚水を圧送するための内守谷ポンプ場に改修し、雨水排除は引き続き玉台排水機場から鬼怒川に放流する計画とした。

今回、内守谷公共下水道の区域及び施設を廃止するとともに水海道中央公共下水道に位置付け、計画的な処理施設の統合により経営環境の改善を図ることとした。

以上のことから、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、鬼怒川、小貝川及び八間堀川をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり都市計画の変更をするものである。